



令和4年1月13日
四国地方整備局

四国地方整備局入札監視委員会第一部会の 審議概要について

令和3年度の四国地方整備局入札監視委員会第一部会(第2回定例会議)を下記のとおり開催しました。

審議内容は、令和3年4月から令和3年9月までに四国地方整備局(港湾空港関係は除く)が発注した工事、建設コンサルタント業務等及び役務・物品の中から委員が抽出した8件の入札・契約手続に関する事項について審議を行いました。

審議概要は別添のとおりです。
なお、審議の結果、委員会による意見の具申又は勧告はありませんでした。

記

開催日 令和3年12月14日(火)
場 所 高松サンポート合同庁舎

問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061(代表)
四国地方整備局入札監視委員会事務局

主任監査官 辻 田 衛 (内線2114)
契約管理官 池 本 雄 一 (内線2222)
技術開発調整官 庄 野 達 也 (内線3120)

別添

四国地方整備局 入札監視委員会第一部会第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和3年12月14日(火) 高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室					
委員 (部会委員 4名)	部会長 委員 委員 委員	山中 稔 潮 秀隆 岡崎 美恵子 倉内 慎也	(香川大学教授) (弁護士) (公認会計士) (愛媛大学准教授)	敬称略 委員は50音順		
審議 対象期間	令和3年4月1日 ~ 令和3年9月30日契約分					
審議案件	総件数 8件(工事 4件、建設コンサルタント業務等 3件、役務及び物品 1件)					
	入札方式	件名	契約の相手方	契約金額 (千円)	入札 者数	落札率 (%)
工 事	一般競争 (政府調達協 定適用)	令和3-4年度 今治港湾合同庁舎建築その他工 事	青木あすなろ建 設(株)四国支 店	686,400	11	94.02
	一般競争 (政府調達協 定適用外)	令和3年度 国道33号北山地区舗装外工事	大成ロテック (株)四国支社	128,480	6	90.82
	一般競争 (政府調達協 定適用外)	令和3-4年度 四万十川左岸・後川維持工事	(株)田辺豊建 設	169,400	1	99.75
	一般競争 (政府調達協 定適用外)	令和3-4年度 戸原6号突堤築造工事	東洋建設(株) 四国支店	456,500	1	94.58
建設コン サルタン ト業務等	一般競争	令和3年度 四国技術事務所技術資料作成等 業務	(株)ティーネッ トジャパン四国 支社	79,860	1	94.86
	通常指名 競争入札	令和3年度 高知西バイパス交通量調査業務	(株)第一コンサ ルタンツ	14,850	9	85.01
	簡易公募型 プロポーザル	令和3年度 肱川緊急防災行動計画検討外業 務	(特非)環境防 災総合政策研 究機構	21,967	3	97.22
役 務 及び物品	企画競争	令和3年度 不動産鑑定評価業務(東予)	株式会社JBA 不動産鑑定事 務所	3,418	3	100.00
報告事項	① 指名停止等の運用状況 ② 談合情報等への対応状況 ③ 再度入札における一位不働状況 ④ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 ⑤ 一者応札の発生状況 ⑥ 不調・不落の発生状況 ⑦ 高落札率の発生状況(工事) ⑧ 四国地整及び事務所ごとの平均落札率					
委員からの意見質問、それに対する回答等			別紙のとおり			
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし			
備 考						

1. 抽出案件の審議概要

(1) 一般競争入札（政府調達協定適用工事）	
意見・質問	回 答
令和3－4年度 今治港湾合同庁舎建築その他工事	
●入札者数について	
入札参加者が11者が多い理由を分析されていたら、教えていただきたい。	工事の規模、内容、工事場所、公告時期などの要因により参加状況が異なるが、近年のコロナ禍の影響で民需の冷え込みも影響していると思われる。
その11者のうち予定価格超過が3者も発生したのはなぜか。	建築工事の場合、工種も多く、入札価格は一般的にバラつく傾向にある。また、その時の工事受注状況や資機材の手持ち状況、取引事情などにより価格差が生じていると思われる。
●施工体制の評価点について	
総合評価・施工体制確認型での施工体制の評価点は、施工体制を確認することを主眼としているのか、または施工体制の優秀なものを見いだすということを主眼としているのか。	基本的には、施工体制が確保できているかどうかの確認という形になる。

(2) 一般競争入札（政府調達協定適用外工事）	
意見・質問	回 答
令和3年度 国道33号北山地区舗装外工事	
●技術資料の提出について	
競争参加資格確認申請書を10者が提出したにも関わらず、4者の技術資料等の提出がなかったのはなぜか。	競争参加資格確認申請書を提出した者が、入札に参加しない場合は、取り下げる旨を提出することになっているが、取り下げは特に問題はなく、理由の確認までは行っていない。
●工事費の算出について	
札入れ工事費が上下にばらけた理由をどのように分析されているか。	直接工事費は、官積算と比べても最大3.6%と、大幅な乖離はなく、間接費、特に一般管理費の部分で差が大きくなっているが、これは受注意欲の差によるものと考えている。

●調査基準価格について	
複数の企業の価格がこれだけバラけていて、結果的に枠に入ったのが2者というのは、間口が狭い（調査基準価格が高い）のではないか。	調査基準価格については、適切な品質が担保できる最低限のラインというのを全国的な数字の割合で決めているので、適切であると考えている。
入札結果一覧表では、直接工事費とか一般管理費等の費目によって設定されている割合が違う方式や合計額だけをみる方式とか、何か複数の方式があるのか。	直接工事費など各項目毎でこのくらいだと十分品質が確保できるという割合が判断基準となる。それと全体の総価で品質が担保できるかどうかで決めているので二重のチェックが入ることになる。
●一般管理費について	
一般管理費による価格競争的なものは、今回なぜ起きたのか。	今回の工事は歩道整備と合わせた舗装工事となっており、新しく改築で最後に舗装をしていくというものとは少し異なり、受注意欲に大きな差が出たのかと考えられる。
令和3－4年度 四万十川左岸・後川維持工事	
●1者応札について	
入札参加者が1者しかなかった原因を分析されていたら、教えていただきたい。	1年間を通して技術者を配置しなければならないこと、工事箇所が広範囲なこと、緊急時には24時間出動可能な体制を組織しなければならないこと等が考えられる。 さらに、地域特性を十分熟知していなければ、緊急時の対応等が難しいため、受注経験のある企業のみでの参加になったと分析している。
●技術提案の評価について	
技術提案が20点満点となっているが、どういった点が評価されたのか。	【特別巡視における作業員の安全確保】については、全員が救命胴衣及びスパイクの着用、夜間におけるLEDベスト着用・2人1組行動による視認性確保、ロープの緊結による水中転落防止についての記載があり、作業員の安全確保について、適切性、具体制、履行の確実性ともに評価し10点評価としている。 【緊急時における建設機械の運用体制】については、リース会社との優先契約による指定水位直近での必要機械の出動体制確保、また、自社保有機械による即座の対応について記載があり、緊急時の運用体制について適切性、具体性、履行の確実性があると評価し10点評価している。2項目の着眼点それぞれ評価できる提案と判断し、20点満点評価としている。

●一括発注について	
四万十川の左岸工事と右岸工事は入札日が同じであるが、なぜ一括発注でなく単独で発注をされているか。	一括発注というのは複数の工事を一度に出して受注機会を創造していこうということだが、ある程度人気のある工事でないといけない。例えば3工事を一括発注して2者しか応札がないと成立しないので、不調不落のリスクのあるような工事には余り使っていない。
右岸と左岸の両方に手を挙げるのではなく、それぞれに1者ずつ手を挙げている。右岸と左岸の違いを教えてください。	維持工事は、堤防除草や堤防点検を目的に実施しており、出水期前や台風前に除草を完了させる必要がある。受注者はそれぞれ受注実績があり緊急対応がしやすい箇所に手を挙げたと考えられる。
令和3～4年度 戸原6号突堤築造工事	
●1者入札について	
入札参加者が1者しかなかった原因を分析されていたら、教えてください。	高知新港に仮置きしてある製作済みのケーソンを起重機船で海上運搬により据付位置まで運ぶ必要がある。この起重機船が全国でも数が少なく、今回の工事の施工時期と起重機船の確保、手配の兼ね合いから参加者が少なくなったと考えられる。
起重機船は、東日本大震災の直後は東北の方に行っていたと聞いているが、今は確保しやすい状況にまでなってきたのではないか。	起重機船の手配というのは、東日本大震災の頃に比べると比較的容易になっている。 ただ、その船を操船して土木工事を行うので、それが出来る技術者を擁する施工企業があまり多くないこと、また高知県の沖は太平洋なので、気象状況により非常に施工が困難となることから、今回の施工時期は波浪が静穏な時期ということで、11月1日から5月31日の期間という条件も加えている。

(3) 一般競争入札方式（建設コンサルタント業務等）	
意見・質問	回答
令和3年度 四国技術事務所技術資料作成等業務	
●1者応札について	
入札参加者が1者となっている要因をどう考えるか。	技術事務所特有の特殊な業務内容になっており、またこの業務を受注すると、当事務所発注の他業務を受注できないという中立公平性の要件を課しているためと考える。

●履行確実性評価について	
履行確実性評価とは、具体的にどのように行うのか。	調査基準価格以上の者について、書面により確認し評価している。
●同種業務について	
国発注以外で行ったものも同種業務となるのか。	そういう取り扱いとなる。
●技術提案の求め方について	
求めている技術提案については、評価するに当たり有効なものとはなっていないと思っている。今後の検討を期待する。	技術提案の求め方について検討していきたい。

(4) 通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）	
意見・質問	回 答
令和3年度 高知西バイパス交通量調査業務	
特になし	

(5) 簡易公募型プロポーザル方式（建設コンサルタント業務等）	
意見・質問	回 答
令和3年度 肱川緊急防災行動計画検討外業務	
●プロポーザル方式の予定価格について	
落札率が97.22%となっているが、予定価格はどのように決定されたのか。基本的に特定者の見積額が採用されるものと思っている。	特定者の見積りを参考に予定価格を定めるが、旅費については、当方の算定基準等を適用するので若干の差異が生じる。
株式会社とNPO法人とでは、積算の方法が変わるということはあるのか。	NPO法人も土木建設コンサルタント業務の有資格業者であり、積算基準についても同様で問題ないと思う。

(6) 企画競争方式（役務及び物品）	
意見・質問	回 答
令和３年度 不動産鑑定評価業務（東予）	
●評価の着目点について	
評価の着目点として実績が大きなウエイトを占めているように思われるが、企業が偏ってしまうリスクはないか。	実績を求めているものが約３５点、業務実施方針について６５点の配点をしており、実績よりも提案書の部分を重視するような評価をしているので、実績による偏りのリスクは低減が図られていると考えている。
●ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標が全者ゼロ評価となっているが、このような新しい取り組みについては全体的に低調なのか。浸透させるために何か工夫されていることはあるか。	四国地方整備局においては、今年度同様の不動産鑑定評価業務を発注している案件を確認した結果、この取組が評価されている案件はない。 なお、ワークライフバランスの実現に向けた取組のひとつとして、公共調達の場合においてワークライフバランス等を推進する企業については加点評価をするということが内閣府より示されているので今後も浸透を図っていくこととなる。
●業務実施方針について	
業務実施方針の評価項目が定型化されており異なる業務でも同じような提案が出てきていないか。また業務実施方針について全面的に見直して評価方法の簡略化を検討してはどうか。	業務実施方針の評価項目は、本省を含めての項目改訂の議論を受け、依頼する土地の種別、評価対象土地の地域特性等を踏まえた評価項目を設定できるように来年度から対応する予定である。

２．指名停止等の運用状況

意見・質問	回 答
特になし	

３．談合情報等への対応状況

意見・質問	回 答
特になし	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

4. 再度入札における一位不動状況（「価格が最低である入札参加者が、当初入札時と同一となる案件」の発生状況）

意見・質問	回 答
特になし	

5. 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況

意見・質問	回 答
特になし	

6. 一者応札の発生状況（入札者及び技術（企画）提案書提出者が1者の発生状況）

意見・質問	回 答
今年度第1・2四半期は、1者応札の件数が増えていると思われるが、何か分析をされているのか。	1者応札に関しては、昨年度の第1・2四半期と比べると、工事、コンサル業務の発生率は同水準であるので、分析には1年間をみる必要があると思っている。
第1・2四半期には1者応札になりがちで不人気な発注が多く行われるような時期的要因があるということなのか。	工事では補修工事、維持工事など高コスト的な工事の発注が多くなる。業務なら発注者支援業務など応札する者の少ない発注が多くなり、1者応札が増える傾向にあると思っている。
毎年度、第1・2四半期が比較的発生率が高いということだが、このような傾向は四国だけなのか、それとも全国的な傾向なのか。	20年前に比べると四国内の建設企業数が約4割程減っている。応札する企業数が減っている中で一者になるような工事も増えているのが全体的な傾向である。企業数が減っているのは四国だけの問題ではないので、全国的に同じ傾向と考えられる。
同期（第1・2四半期）で比較しても、一般土木では発生率が高くなっていると思うので、来年度第2回委員会でこの状況について確認させていただきたい。	わかりました。

7. 不調・不落の発生状況

意見・質問	回 答
不調・不落の発生件数について、何か分析はされているのか。	不調不落に関しては、平成28年度から、発生する都度、整備局内に不調不落対策委員会を設けて対策を講じており、件数は昨年度より減っている。

8. 高落札率の発生状況（工事）

意見・質問	回 答
一般土木で、高落札率契約の率が29%だった一方、一者応札の発生率は30%と、非常に近い数字となっているが、関係性はあるのか。	一者応札の工事は、企業からみると手間や経費が掛かる人気の無い工事というものが多くなっていると思われる、その場合、なるべく利益を優先し、企業努力としてカットする切りしろというのが小さくなるので、高落札率になるのではないかと考えられる。
1者応札が増えると高落札率も上がるという負の相関として良い方向ではないと感じる。今後、業務等も含めて両者の関係について、何かの機会にご説明いただきたい。	わかりました。

9. 四国地整及び事務所ごとの平均落札率

意見・質問	回 答
特になし	

10. まとめ

今回審議した入札手続きに関しては、大きな問題は無いと理解をしている。ただし、今後の課題として、今年度下半期の1者応札の件数の推移を注視する必要がある。また、応札者数が少ない発注者支援業務における評価方法に関して、四国の地域性を含めて今後とも前向きに検討を続けていただきたい。
